

藤田奨学金貸付規則の一部を改正する規則

藤田奨学金貸付規則（平成20年西宮市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「第22条第2項」を「第22条第3項」に改め、「奨学生」の次に「（条例第26条において読み替えて準用する条例第16条第4項の規定により貸付けの決定を受けた者をいう。以下同じ。）」を加え、同条第1号中「掲げる学校又は養成施設（以下「大学等」を「規定する学校等（以下この条において「学校等」に改め、同条第2号から第4号までの規定中「大学等」を「学校等」に改める。

第4条から第6条までを削る。

第7条第1項中「第23条の規定により準用する条例第13条第1項」を「第23条第1項」に改め、同条第4項及び第5項を削り、同条を第4条とする。

第8条中「第23条の規定により準用する条例第14条第2項」を「第24条第2項」に改め、同条を第5条とする。

第9条第1項中「第23条の規定により準用する条例第15条第1項第2号」を「第25条第1項第2号」に改め、同条第2項中「第23条の規定により準用する条例第15条第2項」を「第25条第2項」に改め、同条を第6条とする。

第6条の次に次の2条を加える。

（誓約書等）

第7条 条例第26条において読み替えて準用する条例第8条に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- （1） 借用証書
- （2） 在学証明書
- （3） 口座振替（銀行振込）申込書

2 条例第26条において読み替えて準用する条例第8条の誓約書には2人の連帯保証人の連署等を必要とする。

3 前項の連帯保証人は、それぞれ独立の生計を営む成人でなければならない。

4 奨学生が未成年者であるときは、第2項の連帯保証人のうち1人は、当該奨学生の保護者としなければならない。

5 前2項の規定にかかわらず、これらの規定により難い事情がある場合には、市長が認める者を連帯保証人にすることができる。

（奨学金の貸付け）

第8条 条例第26条において読み替えて準用する条例第9条の規定による奨学金の貸付けは、年又は前期及び後期を単位として行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、月を単位として貸し付けることができる。

第10条中「第23条の規定により準用する条例第17条第1項」を「第26条において読み替えて準用する条例第15条第1項」に改め、同条第4号中「高等学校長」を「学校等の長」に改め、同条を第9条とする。

第11条の前の見出し中「給付」を「貸付け」に改め、同条中「第23条の規定により準用する条例第18条第2項」を「第26条において読み替えて準用する条例第16条第2項」に改め、同条を第10条とする。

第12条第1項中「第23条の規定により準用する条例第18条第3項」を「第26条において読み替えて準用する条例第16条第3項」に改め、同条第2項中「から」の次に「起算して」を加え、同条を第11条とする。

第11条の次に次の2条を加える。

(届出義務)

第12条 条例第26条において読み替えて準用する条例第17条に規定する在学を証明する書類は、年度の初日から起算して1月以内に市長に提出しなければならない。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

藤田奨学金貸付規則 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条から第2条まで 略</p> <p>(奨学金の貸付金額)</p> <p>第3条 条例第22条第3項に規定する規則で定める奨学金の貸付金額は、次の各号に掲げる奨学生(条例第26条において読み替えて準用する条例第16条第4項の規定により貸付けの決定を受けた者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 条例第22条第1項第2号に規定する学校等(以下この条において「学校等」という。)のうち国、地方公共団体、国立大学法人、公立大学法人その他これらに類似する団体が設置し、及び管理するものに在学する奨学生であって自宅から通学するもの 月額29,000円</p> <p>(2) 前号に規定する学校等に在学する奨学生であって自宅から通学するもの以外のもの 月額35,000円</p> <p>(3) 学校等のうち第1号に規定するもの以外のものに在学する奨学生であって自宅から通学するもの 月額38,000円</p> <p>(4) 学校等のうち第1号に規定するもの以外のものに在学する奨学生であって自宅から通学するもの以外のもの 月額48,000円</p> <p>(返還方法)</p> <p>第4条 条例第23条第1項の規定による奨学金の返還は、年賦又は半年賦の方法によるものとする。</p> <p>2 割賦金の額は毎回同額とし、端数を生じる場合は、最終回に返還するものとする。</p> <p>3 奨学金は、いつでもその全部又は一部を繰り上げて返還することができる。この場合において、一部を繰り上げて返還した場合の返還金は、最終返還金から順次繰り上げて充当するものとする。</p>	<p>第1条から第2条まで 略</p> <p>(奨学金の貸付金額)</p> <p>第3条 条例第22条第2項に規定する規則で定める奨学金の貸付金額は、次の各号に掲げる奨学生の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 条例第22条第1項第2号に掲げる学校又は養成施設(以下「大学等」という。)のうち国、地方公共団体、国立大学法人、公立大学法人その他これらに類似する団体が設置し、及び管理するものに在学する奨学生であって自宅から通学するもの 月額29,000円</p> <p>(2) 前号に規定する大学等に在学する奨学生であって自宅から通学するもの以外のもの 月額35,000円</p> <p>(3) 大学等のうち第1号に規定するもの以外のものに在学する奨学生であって自宅から通学するもの 月額38,000円</p> <p>(4) 大学等のうち第1号に規定するもの以外のものに在学する奨学生であって自宅から通学するもの以外のもの 月額48,000円</p> <p><u>(誓約書等の提出)</u></p> <p>第4条 条例第23条の規定により準用する条例第7条に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 借用証書</p> <p>(2) 在学証明書</p> <p>(3) 口座振替(銀行振込)申込書</p> <p><u>2 条例第23条の規定により準用する条例第7条の誓約書及び前項第1号の借用証書には、2名の連帯保証人の連署を必要とする。</u></p> <p><u>3 連帯保証人は、独立の生計を営む成年とし、そのうち1名は奨学生の保護者とする。</u></p> <p><u>(奨学金の交付)</u></p> <p>第5条 条例第23条の規定により準用する条例第8条の規定による奨学金の交付は、前期及び後期を単位として行うものとする。</p> <p><u>(届出義務)</u></p> <p>第6条 条例第23条の規定により準用する条例第10条第1項に規定する在学を証明する書類は、年度の初日から1月以内に市長に提出しなければならない。</p> <p>(返還方法)</p> <p>第7条 条例第23条の規定により準用する条例第13条第1項の規定による奨学金の返還は、年賦又は半年賦の方法によるものとする。</p> <p>2 割賦金の額は毎回同額とし、端数を生じる場合は、最終回に返還するものとする。</p> <p>3 奨学金は、いつでもその全部又は一部を繰り上げて返還することができる。この場合において、一部を繰り上げて返還した場合の返還金は、最終返還金から順次繰り上げて充当するものとする。</p> <p>4 条例第23条の規定により準用する条例第13条第2項に規定す</p>

改 正 案	現 行
<p>(奨学金の返還の猶予)</p> <p>第5条 条例第24条第2項の規定による申請は、奨学金返還猶予願と同条第1項に規定する理由があることを証明する書面を添えて行うものとする。</p> <p>(奨学金の返還の免除)</p> <p>第6条 条例第25条第1項第2号に規定する規則で定める障害は、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号1級の項若しくは2級の項に掲げる障害又は都道府県知事が認定する重度知的障害をいう。</p> <p>2 条例第25条第2項の規定による申請は、返還免除願と同条第1項各号に掲げる事由に該当することを証明する書類を添えて行うものとする。</p> <p>(誓約書等)</p> <p>第7条 条例第26条において読み替えて準用する条例第8条に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 借用証書</p> <p>(2) 在学証明書</p> <p>(3) 口座振替(銀行振込)申込書</p> <p>2 条例第26条において読み替えて準用する条例第8条の誓約書には2人の連帯保証人の連署等を必要とする。</p> <p>3 前項の連帯保証人は、それぞれ独立の生計を営む成年でなければならない。</p> <p>4 奨学生が未成年者であるときは、第2項の連帯保証人のうち1人は、当該奨学生の保護者としなければならない。</p> <p>5 前2項の規定にかかわらず、これらの規定により難い事情がある場合には、市長が認める者を連帯保証人にすることができる。</p> <p>(奨学金の貸付け)</p> <p>第8条 条例第26条において読み替えて準用する条例第9条の規定による奨学金の貸付けは、年又は前期及び後期を単位として行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、月を単位として貸し付けることができる。</p> <p>(奨学金の申請)</p> <p>第9条 条例第26条において読み替えて準用する条例第15条第1項の規定による申請は、次に掲げる書類を市長に提出することにより行うものとする。</p> <p>(1) 奨学生願書</p> <p>(2) 保護者(勤労学生等にあつては、本人)及びその配偶者の前年中の所得に関する証明書又はこれに代わる証明書類</p> <p>(3) 生活保護受給世帯においては、生活保護証明書</p> <p>(4) 在学し、又は卒業した学校等の長の推薦書</p> <p>(奨学金の貸付けの決定の通知等)</p> <p>第10条 条例第26条において読み替えて準用する条例第16条第2項の規定による通知は、奨学金決定通知書を申請者に通知すること</p>	<p>る市長が必要と認める書類は、借用証書その他市長が定める書類とする。</p> <p>5 前項に規定する書類は、条例第23条の規定により準用する条例第13条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった日から1月以内に市長に提出しなければならない。</p> <p>(奨学金の返還の猶予)</p> <p>第8条 条例第23条の規定により準用する条例第14条第2項の規定による申請は、奨学金返還猶予願と同条第1項に規定する理由があることを証明する書面を添えて行うものとする。</p> <p>(奨学金の返還の免除)</p> <p>第9条 条例第23条の規定により準用する条例第15条第1項第2号に規定する規則で定める障害は、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号1級の項若しくは2級の項に掲げる障害又は都道府県知事が認定する重度知的障害をいう。</p> <p>2 条例第23条の規定により準用する条例第15条第2項の規定による申請は、返還免除願と同条第1項各号に掲げる事由に該当することを証明する書類を添えて行うものとする。</p> <p>(奨学金の申請)</p> <p>第10条 条例第23条の規定により準用する条例第17条第1項の規定による申請は、次に掲げる書類を市長に提出することにより行うものとする。</p> <p>(1) 奨学生願書</p> <p>(2) 保護者(勤労学生等にあつては、本人)及びその配偶者の前年中の所得に関する証明書又はこれに代わる証明書類</p> <p>(3) 生活保護受給世帯においては、生活保護証明書</p> <p>(4) 在学し、又は卒業した高等学校長の推薦書</p> <p>(奨学金の給付の決定の通知等)</p> <p>第11条 条例第23条の規定により準用する条例第18条第2項の規定による通知は、奨学金決定通知書を申請者に通知することにより</p>

改 正 案	現 行
<p>により行うものとする。</p> <p><u>第11条 条例第26条において読み替えて準用する条例第16条第3項に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p>(1) 進学調書</p> <p>(2) 合格通知書又はこれに類するもの</p> <p>2 前項各号に掲げる書類は、入学した日から<u>起算して1月以内に市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(届出義務)</u></p> <p><u>第12条 条例第26条において読み替えて準用する条例第17条に規定する在学を証明する書類は、年度の初日から起算して1月以内に市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(補則)</u></p> <p><u>第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p> <p>付 則 略</p> <p>付 則 (平成22年9月24日西宮市規則第18号) 略</p> <p>付 則</p> <p><u>この規則は、令和6年10月1日から施行する。</u></p>	<p>行うものとする。</p> <p><u>第12条 条例第23条の規定により準用する条例第18条第3項に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p>(1) 進学調書</p> <p>(2) 合格通知書又はこれに類するもの</p> <p>2 前項各号に掲げる書類は、入学した日から1月以内に市長に提出しなければならない。</p> <p>付 則 略</p> <p>付 則 (平成22年9月24日西宮市規則第18号) 略</p>